

第3期（平成29～令和4年度）

藤岡市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

～市役所における地球温暖化対策～

平成29年3月

藤 岡 市

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	3
6 温室効果ガス排出量の算定方法	4

第2章 現状と削減目標

1 温室効果ガスの排出状況	6
2 温室効果ガス排出量の削減目標	10

第3章 具体的取り組み

1 取り組みの体系	11
2 具体的取り組み内容	12

第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理体制	17
2 職員への周知・意識啓発	18
3 点検・集計・評価・公表	18
4 計画の改善手順	19

資料編

資料1 基準年度の所属別温室効果ガス排出状況	20
資料2 対象施設一覧	21

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の活動が活発になるにつれて大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加、蓄積し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、氷河などの融解による海面水位の上昇、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性の感染症の発生が増加するなど、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されており、世界全体で共通する環境問題です。

このような中、2015年（平成27年）にフランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃以内に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努力することを長期目標とした「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定では、温室効果ガス主要排出国のみならず、すべての国が自国の削減目標を5年ごとに見直し、引き上げることによって2℃目標を目指すよう各国に義務付けています。

我が国においては、パリ協定の採択を受け、2015年（平成27年）に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年（平成42年）における温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比26%削減することを中期目標とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月に閣議決定されました。

本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき2007年（平成19年3月）に「藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定して以降、温室効果ガスの削減に取り組んできていますが、前述のような社会情勢の変化とともに、「第2期藤岡市地球温暖化対策実行計画」の計画期間満了となることから、これまでの計画を継承しつつも数値目標等の見直しを行い「第3期（平成29～令和4年度）藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、藤岡市の事務・事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ると共に、市の率直的な取り組みを市民及び事業者に示すことによって、普及啓発を行うことを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」です。

また、平成21年に策定した「藤岡市環境基本計画」に定めた地球温暖化対策に向けた実践計画でもあります。

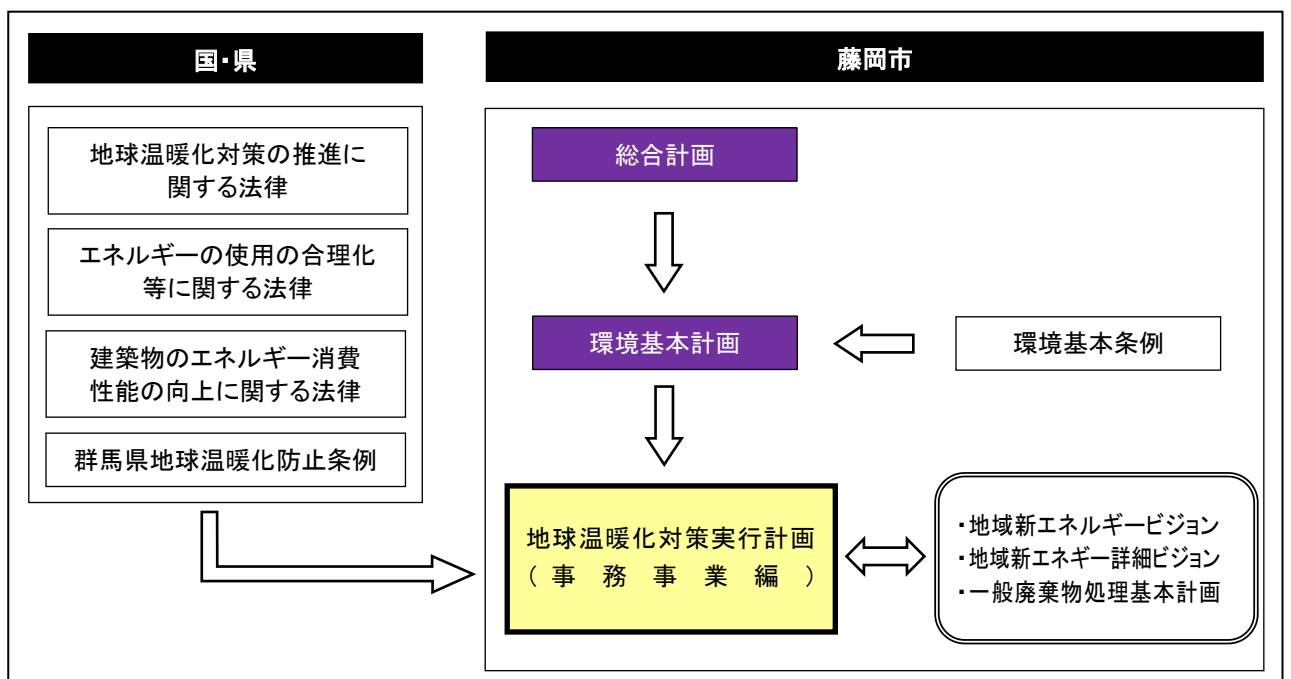


図1 藤岡市地球温暖化対策実行計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を基準年度として、平成29年度から令和4年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中の技術的進歩や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象は、本市が行うすべての事務・事業とし、対象とする施設は、出先機関や指定管理者制度導入施設等を含む本市の所有または管理するすべての施設とし、基準年度以降に建設された施設についても対象とすることとします。

なお、外部委託工事などの温室効果ガス排出量の数値的把握が困難なものについては対象外としますが、受託者に対しては実行計画の趣旨に沿った取り組みの実践を要請することとします。

(2) 対象となる温室効果ガス

温対法第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、次の表1に示す7種類です。

実行計画ではこれらのうち、市の事務・事業の中で排出につながる活動量がない、あるいは排出量の把握が困難なパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）を除く4種類のガスを対象とし、その排出量の把握と削減に努めます。

表1 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用の灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、温対法第2条第3項により対象とされる7種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	一般廃棄物の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却や埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン等の冷媒の使用・廃棄により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、溶接等に使用され、製品の製造・使用・廃棄等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体等の製造に使用され、製品の製造・使用・廃棄等により排出される。二酸化炭素に比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)※	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられる。二酸化炭素と比べると重量あたり約17,200倍の温室効果がある。	

対象ガス4種

※法改正により、平成27年4月1日より対象ガスに追加されました。

6 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、「地球温暖化の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）」の規定に基づき、温室効果ガスの種類ごと、原因活動ごとに算出します。活動量（例えば、電気の使用量）に排出係数を乗じて算出した数値に、地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素相当量に換算します。

$$\boxed{\text{温室効果ガス 排出量(CO}_2\text{換算)}} = \boxed{\text{活動量 (使用量等)}} \times \boxed{\text{排出 係数}} \times \boxed{\text{地球温暖化 係数}}$$

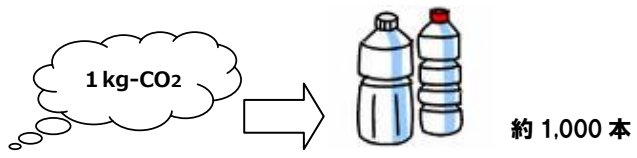
(2) 排出係数等

排出係数は、一単位あたりの活動量から排出される温室効果ガスの量を表し、地球温暖化係数は、二酸化炭素（CO₂）の温暖化寄与率を1とした場合、同量の他の温室効果ガスの温暖化寄与度とその何倍かを示す数値で、施行令に規定されています。

本計画における基準年度の温室効果ガス排出量の算出に用いた排出係数および地球温暖化係数を次ページの表2に示します。ここに示す数値は、平成28年5月に改正された施行令の規定に基づくもので、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスについて該当部分を抜粋したものです。施行令に基づく排出係数は、必要に応じて見直しが行われるため、今後見直しがあった場合は、その都度見直し後の数値を用いることとします。

たとえば・・・

温室効果ガス 1kg の体積を 500ml のペットボトルに換算すると約 1,000 本分に相当します。



また・・・

温室効果ガス 1 t を吸収するためには、杉の木が約 71 本必要となります。

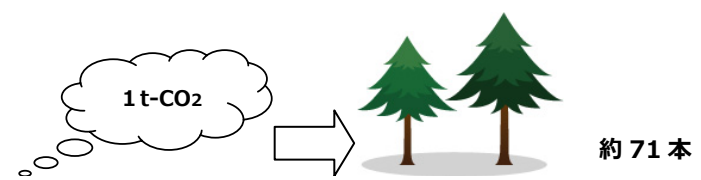


表2 排出係数一覧

種別	活動項目		排出係数	地球温暖化係数	活動の種類		
CO ₂	燃料使用量	ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	1	燃料の使用		
		灯油	2.49 kg-CO ₂ /ℓ				
		軽油	2.58 kg-CO ₂ /ℓ				
		A重油	2.71 kg-CO ₂ /ℓ				
		液化石油ガス(LPG)	2.51 kg-CO ₂ /kg				
		都市ガス	2.15 kg-CO ₂ /m ³				
	電気使用量	東京電力(株)	0.505 kg-CO ₂ /kh		電気の使用		
		丸紅(株)	0.482 kg-CO ₂ /kWh				
		エネサーブ(株)	0.634 kg-CO ₂ /kWh				
		日本ロジテック協同組合	0.386 kg-CO ₂ /kWh				
(株)エネット		0.454 kg-CO ₂ /kWh					
一般廃棄物(廃プラスチック)焼却量		2,770 kg-CO ₂ /t	廃棄物の処理				
CH ₄	自動車走行距離	ガソリン	普通・小型自動車	25	その他		
			軽自動車			0.000010 kg-CH ₄ /km	
			普通貨物車			0.000035 kg-CH ₄ /km	
			小型貨物車			0.000015 kg-CH ₄ /km	
			軽貨物車			0.000011 kg-CH ₄ /km	
			特殊用途車			0.000035 kg-CH ₄ /km	
		軽油	普通・小型自動車			0.000002 kg-CH ₄ /km	
			普通貨物車			0.000015 kg-CH ₄ /km	
			小型貨物車			0.000008 kg-CH ₄ /km	
			特殊用途車			0.000013 kg-CH ₄ /km	
	バス		0.000017 kg-CH ₄ /km				
	一般廃棄物焼却量		0.00095 kg-CH ₄ /t		廃棄物の処理		
	N ₂ O	自動車走行距離	ガソリン		普通・小型自動車	298	その他
					軽自動車		
普通貨物車				0.000039 kg-N ₂ O/km			
小型自動車				0.000026 kg-N ₂ O/km			
軽貨物車				0.000022 kg-N ₂ O/km			
特殊用途車				0.000035 kg-N ₂ O/km			
軽油			普通・小型自動車	0.000007 kg-N ₂ O/km			
			普通貨物車	0.000014 kg-N ₂ O/km			
			小型貨物車	0.000009 kg-N ₂ O/km			
			特殊用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km			
		バス	0.000025 kg-N ₂ O/km				
一般廃棄物焼却量		0.0567 kg-N ₂ O/t	廃棄物の処理				
笑気ガスの使用		1 kg-N ₂ O/kg	その他				
HFC	封入カーエアコンの台数(年間)		0.010 kg-HFC/台	1,430	その他		

施行令:平成28年5月27日改正

第2章 現状と削減目標

1 温室効果ガスの排出状況

(1) 前計画の達成状況

前計画（第2期（平成24～28年度））では、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標「5%以上（基準年度比）」を掲げ、排出削減に取り組んできました。

基準年度及び平成24～27年度の排出量の推移は次のとおりです。

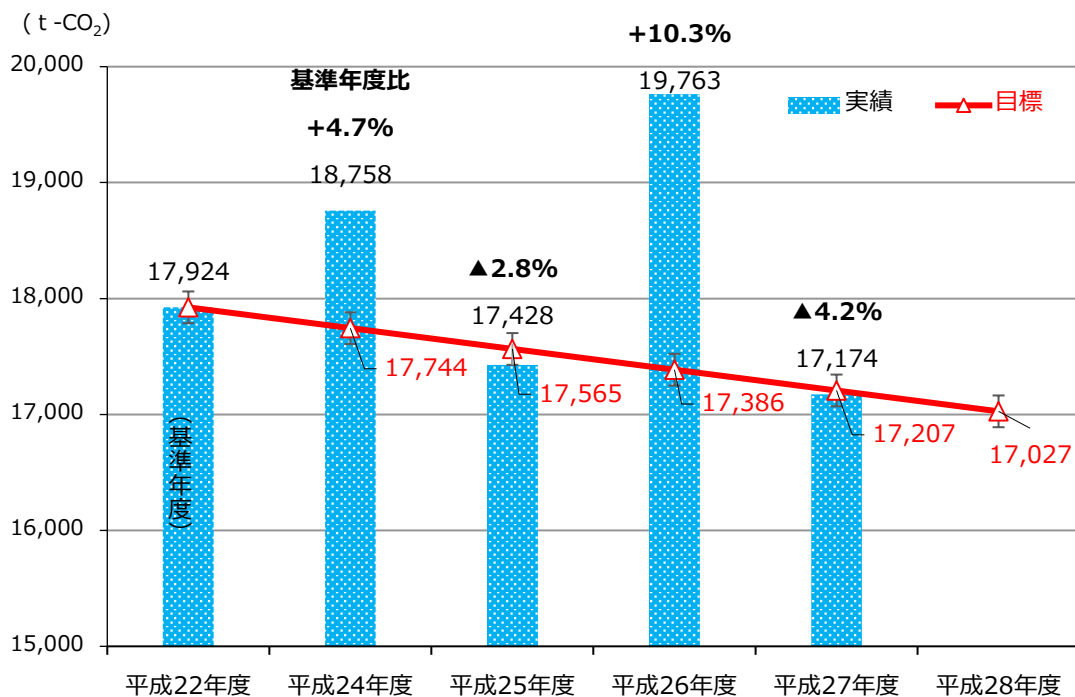


図2 前計画の温室効果ガス排出量の推移

表3 前計画の活動別温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

	平成22年度 (基準年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃料の使用	1,515	1,391	1,384	1,320	1,278
電気の使用	5,604	5,272	5,310	5,180	5,403
廃棄物の処理	10,793	12,083	10,723	13,251	10,481
その他	12	12	11	12	12
合計	17,924	18,758	17,428	19,763	17,174
基準年度比		+4.7%	▲2.8%	+10.3%	▲4.2%

(2) 基準年度における温室効果ガスの排出状況

平成 27 年度（基準年度）における本市の事務・事業による温室効果ガスの排出量は、約 16,633 t-CO₂（CO₂換算）でした。温室効果ガスの種類別排出量は次の図 3 のとおりです。

なお、第 3 期実行計画から、第 2 期実行計画では対象範囲から除外していた指定管理者制度導入施設を対象に加えたことや、廃プラスチック焼却量の算出方法を見直したことにより、前ページの前実行計画の達成状況における平成 27 年度の排出量とは異なります。

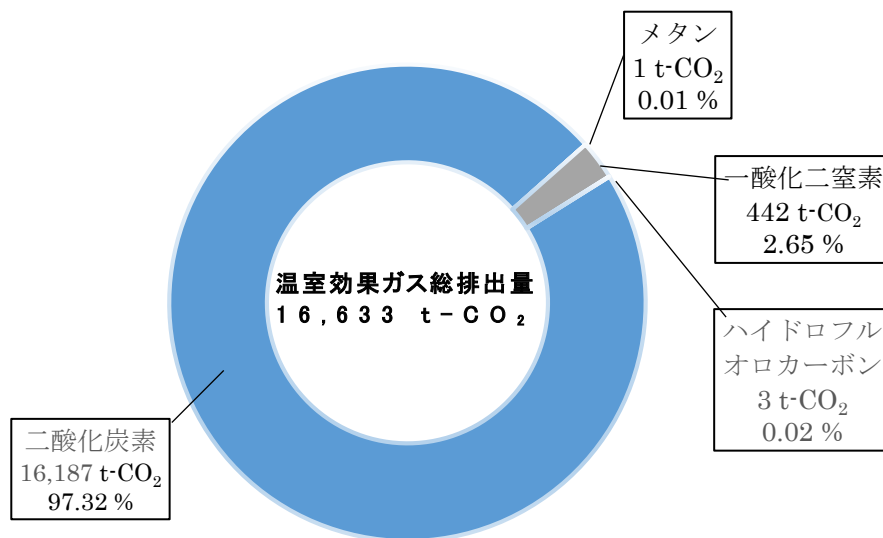


図 3 基準年度の温室効果ガス種類別排出量（CO₂換算）

二酸化炭素（CO₂）

二酸化炭素は種類別排出量の約 97 %を占めています。電気や燃料の使用、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却等により排出されます。

メタン（CH₄）

メタンは、約 0.01 %を占めており、庁用車の走行や一般廃棄物の焼却等から排出されます。

一酸化二窒素（N₂O）

一酸化二窒素は約 3 %を占めており、庁用車の走行や一般廃棄物の焼却等から排出されます。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

ハイドロフルオロカーボンは約 0.02 %を占めており、自動車の冷媒として使用され庁用車の使用により排出されます。

(3) 基準年度の活動別の排出状況

平成27年度（基準年度）の本市の事務・事業から排出される活動別の温室効果ガス排出量は、次の図4及び次ページの表4のとおりです。

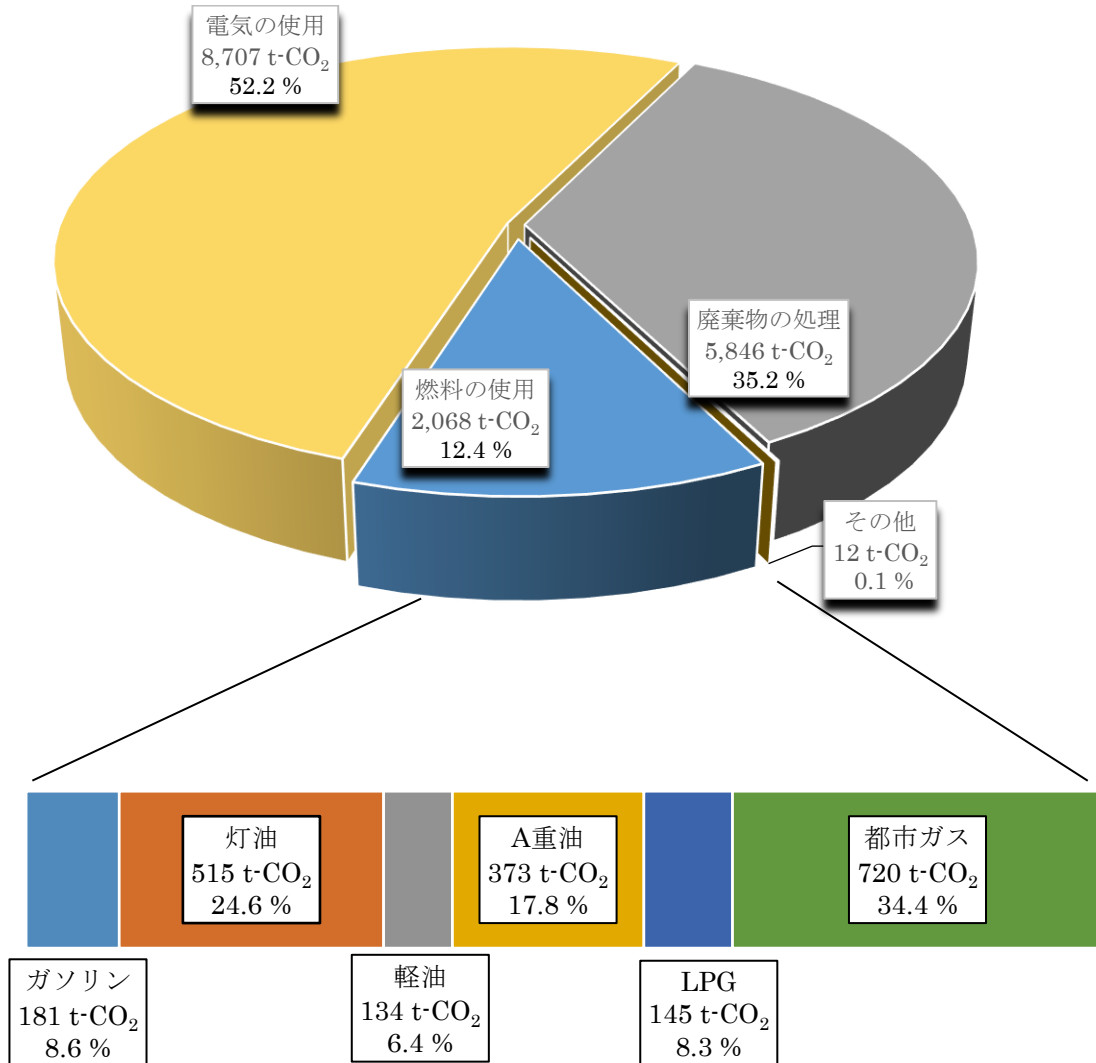


図4 基準年度の活動別温室効果ガス排出状況と燃料の使用内訳

活動別の排出状況は、電気の使用（照明やOA機器、空調機器などの使用）によるものが最も多く、排出量全体の約52%を占めており、次いで廃棄物の処理（一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却等）によるものが約35%、燃料の使用（庁用車や冷暖房機器、湯沸かし器などの使用）によるものが約12%となっております。

表4 基準年度の活動別温室効果ガス排出量の内訳

種別	活動項目		活動量	単位	排出量(kg-CO ₂)	構成比	
CO ₂	燃料使用量	ガソリン	78,117	ℓ	181,231	1.090%	
		灯油	206,887	ℓ	515,149	3.097%	
		軽油	51,805	ℓ	133,657	0.803%	
		A重油	137,600	ℓ	372,896	2.242%	
		液化天然ガス(LPG)	57,710	kg	144,852	0.871%	
		都市ガス	334,876	m ³	719,983	4.329%	
	電気使用量	東京電力(株)	13,574,861	kWh	6,855,305	41.216%	
		丸紅(株)	1,912,363	kWh	921,759	5.542%	
		エネサーブ(株)	1,261,108	kWh	799,542	4.807%	
		日本ロジテック協同組合	272,565	kWh	105,210	0.632%	
		(株)エネット	54,643	kWh	24,808	0.149%	
一般廃棄物(廃プラスチック)焼却量		1,954	t	5,412,580	32.542%		
CH ₄	自動車走行距離	ガソリン	普通・小型自動車	192,988	km	48	0.002%
			軽自動車	261,225	km	65	
			普通貨物車	0	km	0	
			小型貨物車	112,718	km	42	
			軽貨物車	282,571	km	78	
			特殊用途車	9,259	km	8	
		軽油	普通・小型自動車	0	km	0	
			普通貨物車	124,969	km	47	
			小型貨物車	21,336	km	4	
			特殊用途車	69,129	km	22	
			バス	111,782	km	48	
			一般廃棄物焼却量	25,650	t	609	
	N ₂ O	自動車走行距離	ガソリン	普通・小型自動車	192,988	km	1,668
軽自動車				261,225	km	1,713	
普通貨物車				0	km	0	
小型自動車				112,718	km	873	
軽貨物車				282,571	km	1,853	
特殊用途車				9,259	km	97	
軽油			普通・小型自動車	0	km	0	
			普通貨物車	124,969	km	521	
			小型貨物車	21,336	km	57	
			特殊用途車	69,129	km	515	
バス		111,782	km	833			
一般廃棄物焼却量	25,650	t	433,398	2.606%			
笑気ガス使用量	0	kg	0	0.000%			
HFC	封入カーエアコンの台数	222	台	3,175	0.019%		
合計(CO ₂ 換算量)					16,632,646	100.000%	

2 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本市は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における特定事業者指定されており、同法では、特定事業者はエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを努力目標としています。これを踏まえ、本計画における本市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標は、平成27年度を基準年度として令和4年度までに6%以上削減することを目標とします。

目標年度までに温室効果ガス排出量を
 << 令和4年度 >>
基準年度比 6%以上削減します
 << 平成27年度 >>

排出量 (t-CO₂)

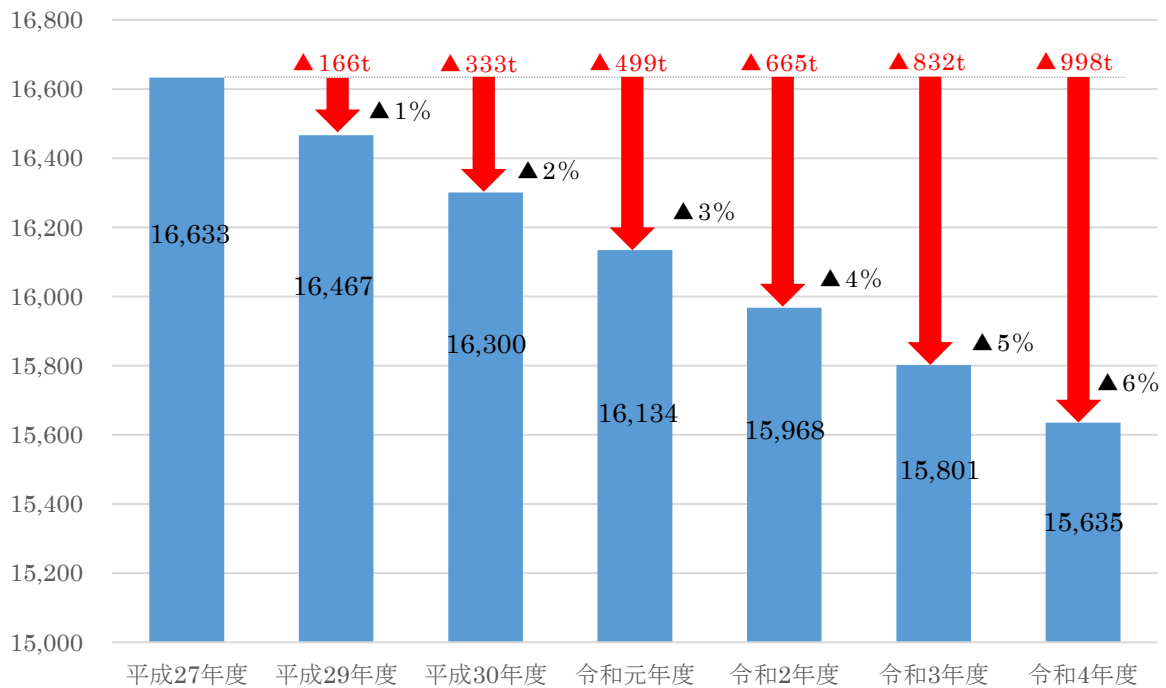


図5 温室効果ガス削減イメージ

第3章 具体的取り組み

1 取り組みの体系

実行計画の取り組みの体系は次の図6のとおりです。ここに掲げる取り組みは、本市が事務・事業を実施するにあたり、様々な場面、行動において当てはまるもので、職員のわずかな心掛けで実現が可能なことから、一人ひとりの取り組みの徹底を目指します。

なお、所管する業務の内容と特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案し、住民サービスの質に影響を与えない範囲で取り組むものとします。

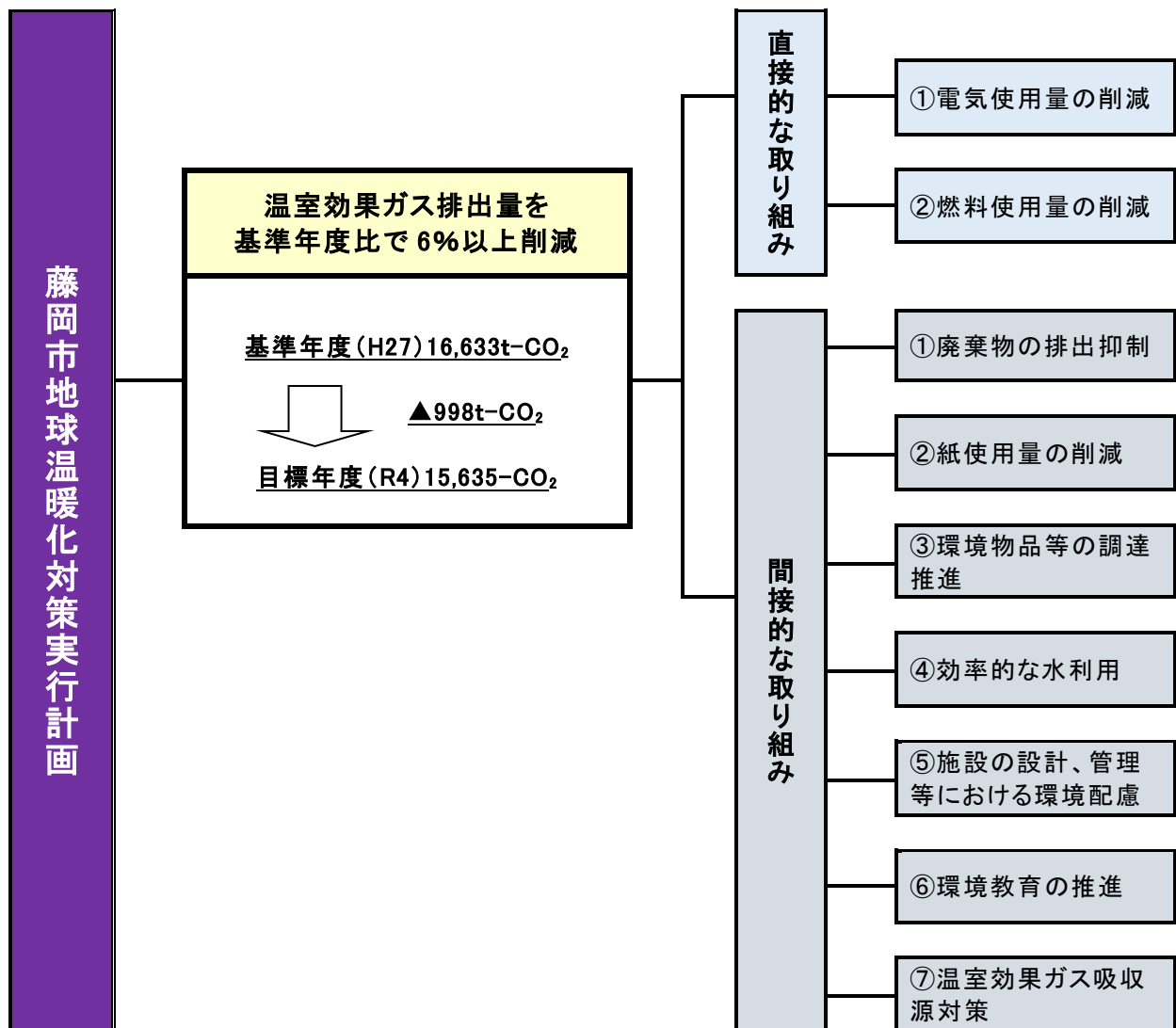


図6 温室効果ガス削減のための取り組み体系

2 具体的取り組み内容

(1) 直接的な取り組み

①電気使用量の削減

ア. 照明

- 必要のない照明はこまめに消灯する。
- 始業前や昼休みの執務室は原則消灯する。
 - ※常時接客を伴う箇所は除く。また、接客に必要な照明は点灯する。
- 残業時は残業エリアを考慮した必要最小限の点灯に努める。
- 廊下、共用スペースなどでの間引き消灯に努める。
- 定期的に機器の清掃を行う。
- 計画的かつ効率的な事務執行を図り、残業の削減に努める。
- 消費電力の少ない照明機器（LED 照明等）の導入を推進する。
- 自然光の採り入れに努める。

イ. 空調

- 室温は夏季 28℃、冬季 20℃を目安に冷暖房の管理を行う。
- 適切な運転区間の設定や区画の使用状況に応じた運転時間を設定するなど、必要最小限の運転を行う。
- フィルターなど、定期的に機器の清掃を行う。
- 季節や天気を考慮し、窓開けによる自然換気に努める。
- ブラインドやカーテン、または遮光フィルム等の利用により、冷暖房を効率的に使う。
- 設置可能な施設については、緑のカーテンの導入に努める。
- クールビズ、ウォームビズに努める。
- 冬期は部屋の保温等を工夫し、電気使用量を減らす。

ウ. OA 機器（パソコン、プリンターなど）

- 長時間席を離れる時は、電源を切る。
- 職場における最終退庁者は、OA 機器等の電源が切れていることを確認する。

エ. その他

- 電気機器を新たに導入する場合は省エネ型を採用する。
- 長時間、電気製品を使用していない場合は、コンセントを抜く。
- 時間外勤務命令が出ていない日は、速やかに退庁する。

②燃料使用量の削減

ア. 公用車

- 低公害車・低燃費車を優先的に使用する。
- 車両の小型化、軽自動車化を推進する。
- 購入の際には、低公害車（低燃費自動車・ハイブリッド自動車など）の導入を推進する。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努める。
 - ・発進するときは穏やかにアクセルを踏む（ふんわりアクセル）
 - ・走行中は車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転をする
 - ・減速時は早めにアクセルを離す
 - ・カーエアコンの使用は適切に行う
 - ・無駄なアイドリングは止める
 - ・道路交通情報を活用し、渋滞を避ける
 - ・タイヤの空気圧をこまめにチェックする
 - ・不要な荷物は降ろす
- オイルやエアフィルターなどの点検を定期的に行い、車両の適正な維持管理に努める。

イ. 燃料機器

- ボイラーの適正運転、燃焼効果の向上に努める。
- 石油ストーブは、室温 20℃を目安に適正使用に努める。
- 湯沸かし器は適正使用し、使用後は元栓を閉める。
- 燃料機器を新たに導入する場合は、省エネ型を採用する。
- ガス、重油、灯油の使用量を把握し、燃料使用量の抑制に努める。

(2) 間接的な取り組み

①廃棄物の排出抑制

ア. 発生抑制（リデュース）

- マイはしやマイボトルなどを推進し、ごみの発生抑制に努める。
- 個人用ごみ箱を撤去し、分別ゴミ箱を適切に配置する。
- 備品、消耗品などの購入時は、納入業者に梱包材の引き取りを求める。
- 自動販売機は適正な台数を設置し、設置業者には空き容器の自主回収を求める。

イ. 再使用（リユース）

- コピー機、プリンターのトナーカートリッジやインクカートリッジはリユース品を利用する。
- イベント開催時には、リユース食器を使用するなどごみの排出を可能な限り削減する。
- 備品や事務用品は、長期使用及び繰り返し使用に努める。

ウ. 再資源化（リサイクル）

- 資源ごみ（ビン類・缶・ペットボトルなど）の分別を徹底する。
- 新聞、雑誌、段ボール、雑紙の古紙分別を徹底する。

エ. 家庭や事業所等から排出されるごみの削減

- ごみの発生抑制と分別の徹底を市民や事業者に啓発し、ごみの減量化を図る。
- マイバグの普及施策に取り組み、レジ袋の削減を図る。
- 資源集団回収事業や廃食油回収事業、剪定枝粉碎機貸出事業を推進する。
- 一般廃棄物処理業者に対する減量化指導を行う。

②紙使用量の削減

- 可能な範囲で両面・集約印刷、両面コピーを活用する。
- 軽易な文書、手持ち資料、草稿文書などは片面使用済み用紙の使用を徹底する。
- 会議において事前に配布した資料は原則配布しない。
- 会議での封筒配布は原則行わない。
- 資料は簡潔を旨とすると共にワンペーパー化に努める。
- 庁内 LAN や Eメールの活用によりペーパーレス化に努める。
- 冊子やパンフレット、ポスターなどの印刷物について、発行回数や発行部数、ページ数などを十分に検討し、必要最小限にする。

③環境物品等の調達推進

- 藤岡市グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の購入に努める。
- 物品等を購入する際は、次のことを考慮して選定するよう努める。
 - ・ 資源やエネルギー消費が少ないこと
 - ・ 長期間の使用ができること
 - ・ 再生使用が可能なこと
 - ・ 再資源化が可能なこと
 - ・ 再生材料や再使用部品を多く用いていること
 - ・ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと

④効率的な水利用

- 節水を常に心がけ、水道蛇口をこまめにひねる。
- 洗車や食器洗いの際は汲み置き洗いに努め、節水する。
- 調整弁、フラッシュバルブを活用し、水圧、水量の調整に努める。
- 定期的に水漏れ点検を行う。

⑤施設の設計、施工、管理等における環境配慮

ア. 設計

- 施設、敷地及びその周辺の緑化や雨水利用設備の導入に配慮する。
- 太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努める。
- 消費電力の少ない照明機器（LED照明やHF型蛍光灯など）の導入に努める。
- 省資源・省エネ型設備などの環境負荷の少ない設備の導入に努める。
- 自然光の採り入れに配慮する。
- 断熱性の向上に配慮する。
- 深夜電力を利用した設備の導入に努め、電力使用時間の分散化を図る。
- 再生資材の利用に配慮する。
- 周辺環境影響調査を実施するなど、環境への配慮に努める。
- 電気使用量等の「可視化」を推進し、施設の運用改善を図る。

イ. 施工

- 周辺環境並びに市民生活に十分配慮する。
- 建設副産物の有効利用に努め、廃棄物の削減を図る。
 - ・発生抑制、分別の徹底、処理状況の確認
 - ・発生量の把握、他の公共事業との調整
- 工事車両からの温室効果ガス排出量の抑制に努める。
 - ・工事車両台数の適正化、運行方法の検討
- 合成型枠の使用抑制のため環境に配慮した型枠の使用に努める。
- 事業を委託した事業者に対して環境保全への配慮を要請する。
 - ・低公害型の自動車や建設機械の使用など
- フロン類の回収を徹底する。

ウ. 施設管理

- 設備の運用管理、保守、設備更新等の基準を定めた「管理基準」を施設ごとに作成するなど、エネルギーの適正管理に努める。
- 有害物質の適正管理を徹底する。
- 剪定枝は、剪定枝粉碎機の活用などによりリサイクルに努める。

◎環境教育の推進

ア. 職員への環境教育

- 環境に関する研修会等を開催する。
- 職員が環境に関する研修会に積極的に参加しやすい職場環境づくりに努める。

イ. 職員の環境保全活動の実践

- 家庭でのごみの分別や省エネ活動などの環境配慮行動に積極的に取り組む。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加する。
- 通勤は、公共交通や自転車を利用した「エコ通勤」を心掛ける。
- マイバッグやマイバスケットでの買い物を実践する。

ウ. 市民の環境学習

- 環境配慮行動の普及啓発を推進する。
- 学校での環境教育を推進する。

⑦温室効果ガス吸収源対策

ア. 市有林の保全

- 計画的に間伐、植林等を実施し良好な保全に努める。
- ボランティア、地域住民と協働した維持管理について検討する。

イ. 市有林の利活用

- 木材の公共事業での利用や、資源としての利用など、有効な利用を検討する。
- 林業体験など環境学習の場としての利用を検討する。
- 森林浴、エコツーリズムなどとしての利用を検討する。

ウ. その他

- 林道の整備、維持管理を推進する。

第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理体制

(1) 進行管理体制

実行計画の推進には、職員一人ひとりが自覚を持ち、意識的かつ積極的に環境への配慮行動を実践していくことが不可欠ですが、そのための進行管理体制については次の図7に示すとおりとします。

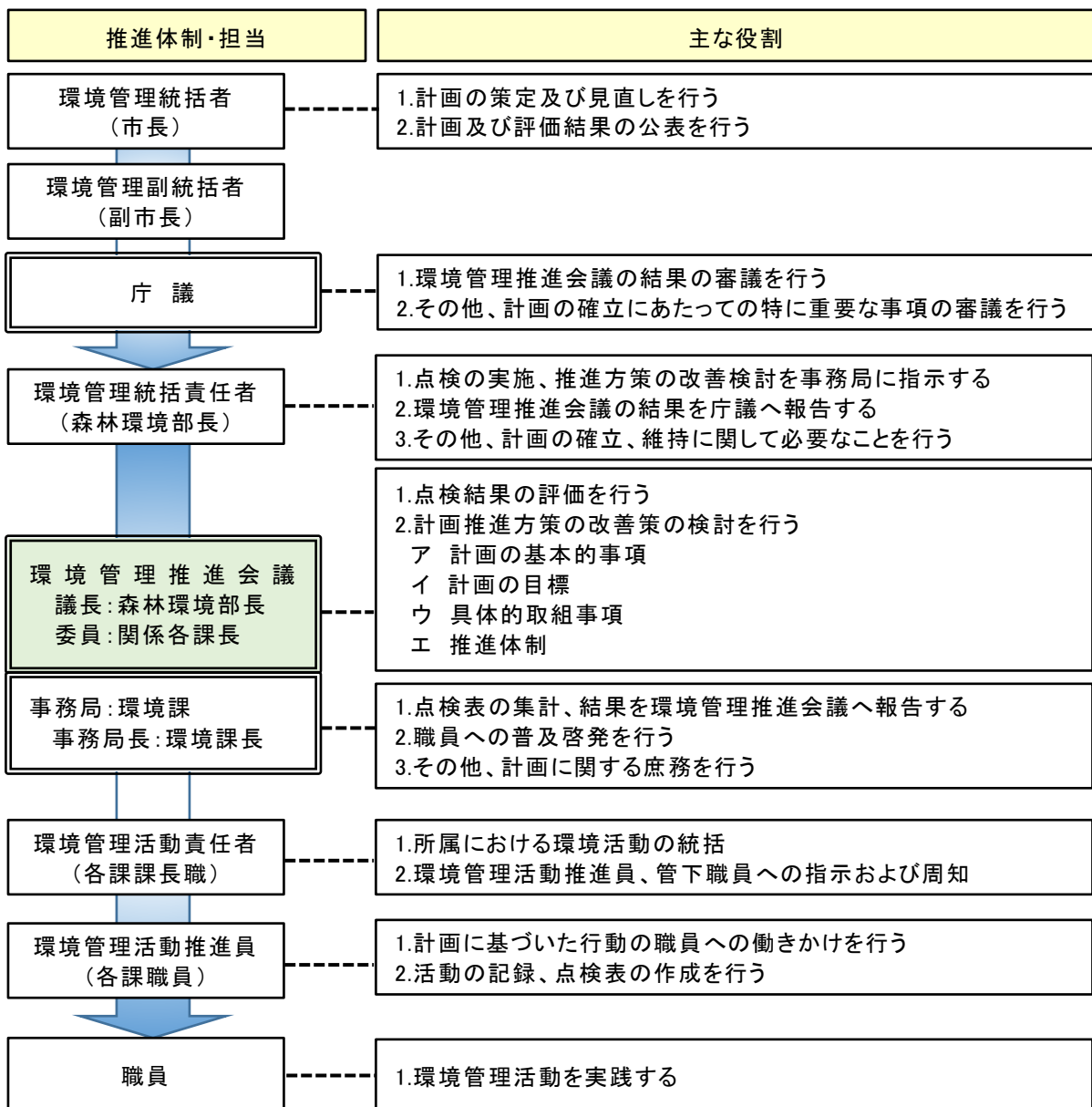


図7 実行計画の進行管理体制

2 職員への周知・意識啓発

(1) 制度の周知徹底

事務局は、環境管理活動責任者等に対して実行計画に関する説明会を必要に応じ開催する。

(2) 職員の意識啓発

- ①事務局は、環境に関する情報を庁内 LAN 等で周知し、情報の共有化を推進する。
- ②事務局は、各職員から実行計画推進のための改善提案、新たな取り組み事項の提案を必要に応じて募集する。

3 点検・集計・評価・公表

(1) 活動状況の点検、集計

- ①事務局は、年度毎に各課に対し温室効果ガスの排出量等の数量調査、職場における環境活動実態調査を実施する。
- ②温室効果ガス排出量等の数量調査については、環境管理活動推進員が記録・点検表の作成等を行う。
- ③職場における環境活動実態調査については、環境管理活動責任者による自己点検を実施する。
- ④事務局は、各課の点検結果を速やかに集計し、その結果を環境管理推進会議に報告する。

(2) 点検結果の評価

- ①環境管理推進会議は、点検結果の評価を行い、必要に応じ改善策を検討し、その結果を速やかに庁議に報告する。
- ②改善措置の必要が認められる課があった場合は、環境管理統括責任者が環境管理活動責任者に対し指示を行う。
- ③指示を受けた環境管理活動責任者は速やかに是正処置を行い、その結果を事務局に報告する。

(3) 点検結果の公表

- ①環境管理統括者（市長）は、温対法第 21 条第 10 項に基づき、温室効果ガス総排出量を含む実行計画に基づく措置の実施状況を公表する。
- ②公表方法は、市広報紙やホームページへの掲載など、広く住民に周知を図れる方法とする。

4 計画の改善手順

環境管理推進会議は、年1回事務局が集計した点検結果の報告を受け、以下の事項について検討し、庁議に報告する。

(1) 計画の基本的事項

次に掲げる事項を踏まえ、対象とする事務・事業並びに組織・施設の範囲など、計画の基本的事項に変更が必要かどうか検討する。

- ・法律の改正があった場合 など

(2) 計画の目標

次に掲げる事項を考慮して、目標の妥当性について検討する。

- ・目標の達成度と取り組みの実施効果

(3) 具体的取り組み事項

次に掲げる事項を考慮して、改善を検討する。

- ・職員における取り組み実行の現実性
- ・職員からの改善の提案並びに新たな取り組みの提案

資料1 基準年度の所属別温室効果ガス排出状況 (CO₂換算：単位 kg)

所属名	燃料の使用						電気の 使用	廃棄物 の処理	その他*	計
	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	都市ガス				
秘書課	3,596	0	0	0	0	0	0		192	3,788
財政課	22,664	13,272	17,335	0	0	151	301,632		1,675	356,729
自治交流課	0	1,175	0	0	73	123,309	343,260		0	467,817
総務課	0	0	57	0	0	0	0		0	57
地域安全課	7,672	0	3,710	0	100	0	25,296		438	37,216
契約検査課	557	0	0	0	0	0	0		33	590
市民課	800	119,164	0	0	0	454	35,282		48	155,748
税務課	742	0	0	0	0	0	0		46	788
納税相談課	1,670	0	0	0	0	0	0		127	1,797
保険年金課	1,253	0	0	0	0	0	0		76	1,328
環境課	2,318	0	3	0	0	0	0		114	2,434
清掃センター	12,115	147,453	59,366	0	637	0	1,757,201	5,849,587	1,211	7,827,570
健康づくり課	1,346	0	0	0	0	254	0		109	1,708
福祉課	10,707	0	0	0	84	271,579	277,565		556	560,491
介護高齢課	8,614	22,759	1,300	2,710	271	531	38,169		520	74,874
子ども課	2,793	50	0	0	12,629	0	66,948		284	82,705
商工観光課	1,578	5,822	0	0	34,897	0	454,717		69	497,081
農林課	1,346	0	0	0	0	0	2,130		72	3,547
農村整備課	4,002	0	0	0	0	0	10,140		187	14,330
土木課	7,313	0	0	0	0	0	29,907		340	37,559
建築課	3,422	0	0	0	0	0	0		193	3,615
都市計画課	10,267	2,637	3,369	0	107	301,345	730,787		305	1,048,819
区画整理課	1,299	209	0	0	36	0	8,308		80	9,932
地域振興課	7,371	498	815	16,260	93	0	52,381		376	77,794
にぎわい観光課	2,923	4,997	0	17,886	16,097	0	126,464		48	168,415
経営課	0	0	0	0	113	0			0	2,466,996
水道工務課	8,097	0	2,064	0	0	0	2,466,883		400	10,561
浄水課	12,366	0	0	10,840	0	0			511	23,717
下水道課	3,153	0	0	0	0	0	12,646		159	15,958
議事課	879	0	0	0	0	0	0		44	923
農業委員会事務局	383	0	0	0	0	0	0		28	411
教育総務課	6,677	1,992	29,990	0	0	269	944,099		1,170	984,197
学校教育課	2,114	61,558	0	0	1,226	0	8,117		151	73,166
生涯学習課	7,292	12,679	0	0	759	1,600	250,043		419	272,791
文化財保護課	6,832	0	1,084	0	0	0	81,116		373	89,404
スポーツ課	2,596	0	851	0	0	0	0		101	3,549
学校給食センター	872	916	929	325,200	13,399	0	177,239		86	518,641
図書館	844	0	1,091	0	0	20,492	55,335		75	77,837
鬼石病院	12,758	119,968	11,693	0	64,331	0	450,958		1,050	660,757
合計	181,231	515,149	133,658	372,896	144,852	719,983	8,706,624	5,849,587	11,667	16,632,646

※その他…排出活動が「自動車走行距離」「笑気ガスの使用」「封入カーエアコン台数」のもの（表2参照）

資料2 対象施設一覧

No.	施設名	所管課	No.	施設名	所管課	
1	本庁舎	財政課	38	保美憩いの広場	清掃センター	
2	中庁舎		39	保健センター	健康づくり課	
3	東庁舎		40	福祉会館	福祉課	
4	三波川東集会場		41	栗須の郷		
5	平滑ゲートボール場		42	ゆったり館		
6	みかぼみらい館	43	生活介護センター（もくせい）			
7	上町コミュニティセンター	44	障害者支援センターきらら			
8	三杉町コミュニティセンター	自治交流課	45	児童デイサービスセンターふらっと	介護高齢課	
9	相生町コミュニティセンター		46	老人福祉センター		
10	中町コミュニティセンター		47	高齢者自立センター藤岡		
11	本町コミュニティセンター		48	高齢者自立センター鬼石		
12	諏訪コミュニティセンター		49	小野保育園		子ども課
13	根際コミュニティセンター		50	みかぼ保育園		
14	三波川第2コミュニティセンター		51	おにし保育園		
15	三波川第3コミュニティセンター		52	みどの学童クラブ		
16	美原第3コミュニティセンター		53	藤岡中央児童館		
17	坂原コミュニティセンター		総務課	54	ららん藤岡	商工観光課
18	本庁舎（非常用発電装置）	55		ふじふれあい館		
19	防災センター	56		土と火の里公園		
20	第1分団詰所	57		日野中央小学校		
21	第2分団詰所	58		旧日野西小学校		
22	第3分団詰所	59		他観光施設等	農林課	
23	第4分団詰所	60		農業研修センター		
24	第5分団詰所	地域安全課		61	蛇喰溪谷休憩所	農村整備課
25	第6分団詰所			62	藤岡かんがい排水施設	
26	第7分団詰所			63	他かんがい排水施設等	土木課
27	第8分団詰所			64	街路灯等	
28	第9分団詰所			65	庚申山総合公園	都市計画課
29	第11分団詰所			66	毛野国白石丘陵公園	
30	第12分団詰所			67	藤岡総合公園	
31	第13分団詰所		68	中央公園		
32	第14分団詰所		69	城山公園		
33	他消防施設等		70	浅間公園		
34	偕同苑	71	旭公園			
35	清掃センター	72	北の原公園			
36	鬼石資源化センター	清掃センター	73	美土里公園		
37	コミュニティ・センター（やすらぎ）		74	城址緑地		

第4章 計画の推進体制

No.	施設名	所管課	No.	施設名	所管課
75	烏川緑地	都市計画課	111	神流小学校	教育総務課
76	神流川緑地		112	小野小学校	
77	市民プール（みずとびあ）		113	美土里小学校	
78	他公園等		114	美九里東小学校	
79	北藤岡駅周辺土地区画整理事務所	北藤岡駅周辺土地区画整理事務所	115	美九里西小学校	
80	他排水施設等		116	平井小学校	
81	鬼石総合支所	地域振興課	117	日野小学校	
82	桜山公園	にぎわい観光課	118	鬼石北小学校	
83	自然活用管理センター（やどや）		119	鬼石小学校	
84	体験学習館（MAG）		120	東中学校	
85	譲原農産物処理加工施設天神茶屋		121	北中学校	
86	平・根際農事集会所		122	小野中学校	
87	宇塩山村活性化センター		123	西中学校	
88	小平山村活性化センター		124	鬼石中学校	
89	妹ヶ谷山村活性化センター		125	にじの家	
90	他観光施設等	経営課 浄水課	126	藤岡公民館	生涯学習課
91	中央浄水場		127	神流公民館	
92	北部浄水場		128	小野公民館	
93	東部浄水場		129	美土里公民館	
94	上の山浄水場		130	美九里公民館	
95	中倉簡易水道施設		131	平井公民館	
96	三友簡易水道施設		132	日野公民館	
97	芝平簡易水道施設		133	鬼石公民館	
98	鹿島簡易水道施設		134	藤岡市民ホール	
99	塩平小水道施設		135	鬼石多目的ホール	
100	犬目簡易水道施設		136	上大塚東組集会所	
101	大栃小水道施設		137	中原集会所	
102	妹ヶ谷簡易水道施設		138	駒形集会所	
103	三波川中部簡易水道施設	下水道課	139	国指定史跡高山社跡	文化財保護課
104	他上水道施設等		140	世界遺産高山社跡交流センター	
105	汚水中継ポンプ等	事務課	141	埋蔵文化財収蔵庫	
106	国民健康保険鬼石病院		142	関東管領平井城址公園	
107	介護老人保健施設鬼石		143	関東管領金山城址公園	
108	総合学習センター	教育総務課 生涯学習課	144	他文化財施設等	
109	藤岡第一小学校	教育総務課	145	給食センター	学校給食センター
110	藤岡第二小学校		146	図書館	図書館

※所管課名は計画策定時の名称

（平成29年2月1日現在）

第3期（平成29～令和4年度）
藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成29年3月

（※平成30年8月 一部訂正）

（※平成30年12月 一部訂正）

（※令和元年12月 一部訂正）

（※令和3年1月 一部訂正）

（※令和3年4月 一部訂正）

（※令和4年3月 一部訂正）

発行 藤岡市 森林環境部 環境課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須327番地

電 話 0274-40-2264（直通）

F A X 0274-24-9268

Eメール kankyo@city.fujioka.gunma.jp
